

平成19年12月 日

大阪府知事 齊藤房江様

学校法人 八洲学園

理事長 和田 公人

八洲学園高等学校学則一部変更認可申請書

このたび、八洲学園高等学校の学則の一部を変更いたしましたく学校教育法第3条及び同施行規則第3条2項の規程によって認可を申請いたします。

記

1 変更事項

- ① 第4条 入学区域に「香川県」、「愛媛県」、「徳島県」を追加
- ② 第5条 協力校に「香川西高等学校」を追加
- ③ 第5条 協力校「八洲学園国際高等学校」を「八洲学園大学国際高等学校」に変更
- ④ 第10条 職員組織に協力校を追加

2 変更の理由

(1) 第4条 変更の理由

香川西高等学校の入学区域のため

(2) 第4条「香川県」、「愛媛県」、「徳島県」の追加および第5条、第10条変更の理由
八洲学園高等学校におきましては、開校以来、通信制課程普通科の高等学校教育を実施し多くの卒業生を送り出して参りました。この度、学校法人瀬戸内学園が運営する香川県認可の私立高等学校である香川西高等学校と協力校の提携を結び、四国に在住されている方に当校が実施している教育活動を香川西高等学校との協力関係により広く実施をしたい所存であります。

この3年間における当校在校生で、入学後事情により四国に住所変更をした者が6名（香川県2名、愛媛県1名、徳島県3名）、保護者の住所が四国で、生徒本人が関西地区に転居し、当校に通学している者が25名（香川県8名、愛媛県7名、徳島県6名、高知県4名）、入学に対する問い合わせ（学校案内請求）は53件（香川県16件、愛媛県15件、徳島14件、高知県8件）という実績があり、四国からの当校の教育活動に対するニーズを日々感じております。

よって、四国にある香川西高等学校と協力校を結び学習環境を交流することにより、四国地域に在住されている方を含め、当校の生徒の学習意欲が増し、活発な学校生活が送られるよう学校として取り組んで参りたい所存であります。

(3) 第5条「八洲学園大学国際高等学校」に変更の理由

校名変更のため

上記理由により、学則の変更を申請いたします。

何卒、微意をお汲み取りいただき、学則変更申請の件、よろしくお取り計らいください
ますようお願い申しあげます。

3 変更年月日

平成20年4月1日

4 変更条文新旧比較表

別紙の通り

5 新旧学則

別紙の通り

6 理事会・評議委員会議事録

別紙の通り

7 平成20年度予算書

別紙の通り

以上